

中国 外国人就業規制・在留許可

## 外国人就業管理規定（一部抜粋）

第五条 企業の外国人雇用は、外国人就業許可を申請し、外国人就業許可証明書（以下「許可証明書」）を取得した後、可能となる。

第八条 中国で就労する外国人はZビザに基づき、入国後に就業証明書（以下「就業証」）と外国人居留証明書を取得した後、中国国内で就労できる。外国人居留証明書のない外国人は就労できない。許可証明書と就業証は労働部で統一して発行する。

第九条 次の各号に掲げる条件のいずれかに合致する外国人については、就業許可および就業証の手続きを免除することができる。

- I. 中国政府が直接に費用を負担して招聘した外国国籍の専門技術者および管理者または国家機関および事業単位が費用を負担して招聘し、本国の、もしくは国際的権威のある技術管理部門もしくは業種協会が確認した高級技術職階もしくは特殊技能資格証書を有する外国国籍専門技術者および管理者で、外国専門家局が発行した「外国専門家証」（注：外国人就業許可制度試験都市では2016年11月から、全国では2017年4月から「外国専門家証」を発行していない。現在はAランクの「外国人就業許可証書」が「外国専門家証」に相当する）を有する外国人
- II. 「外国人の中国における海上石油作業業務への従業許可証」を保有して海上石油作業に従業し、上陸を必要とせず、特殊技能を有する外国国籍役務人員
- III. 文化部の許可を経て「臨時営業演出許可証」を保有して営業性文芸公演を行う外国人

第十条 下記の外国人は許可証明書の取扱を免除する。入国後にZビザおよび関連証明書に基づき直接就業証を取得する。

- I. 中国と外国政府、国際組織との間の協議、協定に基づく交流協力の実施により招聘され就労する外国人。
- II. 外国企業の常駐中国代表機構の代表である外国人。

第十一条 企業が外国人を採用する場合、「外国人の雇用就職申込表」（以下「申込表」）に次の書類を添付し、労働行政主管部門と同クラスの業界主管部門に申請する。

- a. 雇用する外国人の履歴書
- b. 雇用意向書
- c. 外国人を雇用する理由書
- d. 雇用する外国人の資格証明
- e. 雇用する外国人の健康証明
- f. 法律、法規で規定した他の書類

第十二条 業界主管部門の許可を経た後、企業は労働行政主管部門に審査許可手続を行う。

第十三条 外資企業の外国人雇用は、業界主管部門の審査許可を必要としない。企業は契約、規約、批准証明書、営業許可証と当該規定第十一条で規定した書類を、労働行政部門の証明書発行機関に提出し、許可証明書を受取る。

第十五条 中国で就労できる外国人は、許可証明書および有効なパスポートまたはパスポート代行証明書に基づき、中国大使館、領事館にZビザを申請する。

第九条第二項の規定に該当する人員は、中国海洋石油本社によって発行される電子通知書に基づきZビザを申請する。第九条第三項の規定に該当する人員は、文化部門によって発行される批准書に基づきZビザを申請する。

第十条第一項の規定に該当する人員は、通知書と合作交流項目書に基づきZビザを申請する。第十条第二項の規定に該当する人員は、通知書と工商行政管理部門の登録証明書でZビザを申請する。

第十六条 企業は雇用した外国人の入国後15日以内に、許可証明書、労働契約およびパスポートまたはパスポート代行証明書に基づき、証明書発行機関で就業証申請手続を行う。就業証は証明書発行機関の管轄区域で有効である。

第十七条 就業証を受領した外国人は、入国後30日以内に、就業証を持ち、公安機関で居留手続を行う。居留証の有効期間は就業証の有効期間に基づき確定する。

(出所：外国人の中国における就業管理規定)

国家外国専門家局 外交部 公安部：「外国人材ビザ制度実施弁法」印刷・公布に関する通知（外專発[2017]218号）（一部抜粋）

第四条 Rビザの発給対象は、国家の経済・社会発展に必要な外国ハイレベル人材および至急必要かつ不足している人材とし、「高精尖欠（高水準・高精度・先進性が不足している分野）」および市場ニーズ/方向性に合致する科学者・科学技術のリーダー的人材・国際企業家・スペシャリストおよび高技能保持者などである。

Rビザを申請する外国人は、《外国人中国就労分類基準（試行）》の外国ハイレベル人材（A類）の基準条件に合致していなければならない。国家外国専門家局は、外交部・公安部と共同で、経済・社会の発展ニーズおよび人的資源の需給状況に応じて、適時、外国ハイレベル人材の認定基準を調整する。

第五条 外国人が国外においてRビザを申請する場合、招聘单位が省・自治区・直轄市の人民政府外国人就労管理部門（以下「省級人民政府外国人就労管理部門」）に申請を行い、オンラインで申請表・国内単位の招聘状およびRビザ人材認定基準に合致することの関連証明資料を提出する。

外国ハイレベル人材の基準条件に合致する場合、省級人民政府外国人就労管理部門は、5営業日以内にオンラインで国内招聘单位に《外国ハイレベル人材確認状》（付属文書参照）を発行し、併せて《外国ハイレベル人材確認状》などの情報を申請者の所在国（地区）に駐在する中国大使館・領事館または外交部が委託するその他在外機構と交換し、国家外国専門家局が前述の情報を外交部・公安部と交換する。

国家外国専門家局は、省級人民政府外国人就労管理部門の行う外国人材の資質の受理・審査・就労管理およびサービス保障などに対する監督検査を強化しなければならない。

第六条 外国人は、国外駐在大使館・領事館または外交部が委託するその他在外機構にRビザの手続きを申請する場合、以下の資料を提出しなければならない。

- （一）ビザ申請表
- （二）本人のパスポート（有効期間6カ月以上）および規定に合致した写真
- （三）《外国ハイレベル人材確認状》を印刷したもの
- （四）国外駐在大使館・領事館または外交部が委託するその他在外機構が要求するその他の資料

第七条 国外駐在大使館・領事館または外交部が委託するその他在外機構は、条件に合致するRビザ申請者のために有効期限が5～10年・数次入国のビザを発給する。上述の

人員の配偶者および未成年の子女には有効期限が同一・数次入国の相応する種類のビザを発給する。

第八条 国外駐在大使館・領事館または外交部が委託するその他在外機構は、第七条でいう人員のためにビザ申請を至急で取り扱い、2営業日以内にビザを発給することができる。

第九条 国外駐在大使館・領事館または外交部が委託するその他在外機構が第七条でいう人員のためにビザを取り扱う場合、ビザ費用および緊急発給費用の徴収を免除する。

第十条 R ビザを保有して中国において就労する外国人は、雇用単位の所在地の地方人民政府外国人就労管理部門またはその委託機構に外国人就労許可の手続きを申請しなければならない。

R ビザを保有する外国人は、オンラインで雇用契約または就任証明・健康診断証明・R ビザのページ・パスポートの情報ページを提出して外国人中国就労許可を申請することができ、外国人中国就労許可の期限延長・交換および再発行はすべての段階で、オンラインで申請することができる。地方人民政府外国人就労管理部門は、3営業日以内に審査を行い、決定を下すと同時に、関連情報を同級の公安機関の出入国管理機関と交換する。

第十一条 公安機関は、法に基づき来中する外国人材にビザ・居留の便宜を図る。

(出所：「外国人材ビザ制度実施弁法」印刷・公布に関する通知)

## 外国人永久居留許可と長期居留許可

1. 外国籍ハイレベル人材、重大な貢献をした外国人および国家に特に必要とされる外国人材は、国家主管部門、省レベル人民政府または国家重点発展地域管理部門の推薦を受けることで、公安機関の出入国管理部門に対して在中永久居留許可を申請できる。上述人員の外国籍配偶者および未成年子女も同時に申請できる。
2. 中国で就業している外国人は、連続勤務期間が4年に達し、毎年の実際居留期間が6カ月を超え、賃金年収が所在地の前年度の従業員平均賃金の6倍を超え、また年間の個人所得税納税額が賃金年収基準の20%を超えた場合、公安機関の出入国管理部門に対して在中永久居留許可を申請できる。上述人員の外国籍配偶者および未成年子女も同時に申請できる。
3. 中国で就業している外国籍中国人は、博士号を有し、国家重点発展地域で連続勤務期間が満4年に達し、毎年の実際居留期間が6カ月を超えている場合、公安機関の出入国管理部門に対して在中永久居留許可を申請できる。上述人員の外国籍配偶者および未成年子女も同時に申請できる。
4. 中国の重点大学、研究所および大手企業に招聘された外国専門家、および区の所属する市レベル以上の人民政府人材主管部門、科学・イノベーション関連部門の認定を受けた外国籍ハイレベル管理および専門技術人材は、公安機関の出入国管理部門に対して有効期限が5年以内のマルチビザまたは居留許可を申請できる。
5. 国内の重点発展分野、業界より招聘された外国籍人材およびイノベーション創業チームのメンバーは、公安機関の出入国管理部門に対して有効期限が5年以内の居留許可を申請できる。
6. 重大な貢献をした外国人および国家に必要とされる外国人材は、その外国籍チームメンバーや研究補助人員が有効期限5年以内の長期ビザまたは居留許可の申請を行うための推薦をすることができる。
7. 中国企業に雇用される外国人は、就業許可を取得後、就業ビザの申請が間に合わない場合、就業許可等の資料を以て、公安機関の出入国管理部門に対して就業類居留許可を申請できる。2回連続で1年以上の就業類居留許可を申請し、かつ違法行為がない場合、公安機関の出入国管理部門に対して有効期限が5年以内の就業類居留許可を申請できる。
8. 中国の重点大学、研究所および大手企業に就業している外国籍ハイレベル人材は、関連届出を経て、イノベーション事業の兼業や起業をすることができる。
9. 中国の重点大学で学士以上の学位を取得した留学生は、卒業後、中国においてイノベーション事業に携わるか起業をする場合、卒業証書などの関連資料を以て、公安機関の出入国管理部門に対して有効期限が2~5年以内の居留許可を申請できる。
10. 国際的に有名な大学を卒業した外国人は、卒業後2年以内に中国においてイノベーション事業に携わるか起業をする場合、学位証明などの関連資料を以て、公安機関の出入国管理部門に対して有効期限が2年以内の居留許可を申請できる。
11. 中国大手企業より招聘され、インターンシップで中国に来る海外大学の外国籍学生は、招聘状などの関連資料を以て、公安機関の出入国管理部門に対して有効

期限が1年間のビザを申請し、インターン活動に従事できる。

中華人民共和国外交部、国家移民管理局による 「有効な中国ビザ、居留許可を持つ外国人の一時入国停止に関する公告」

新型コロナウイルスの蔓延を受け、2020年3月28日午前0時から、有効な中国ビザと居留許可、APEC ビジネス旅行カードを持つ外国人に対し、一時的に中国への入国が停止された。経済、貿易、科学技術等の業務のため、もしくは緊急的な人道活動のため、中国に入国する必要がある場合、中国の在外公館にビザ申請をすることは認められる。

「中華人民共和国外交部、国家移民管理局による、三種類の有効な居留許可を持つ外国人の入国に関する公告」により、2020年9月28日0時以降、中国の就労類、私人事務類および親族訪問類の有効な居留許可を持つ外国人の入国が認められ、改めてビザを申請する必要はなくなった。